

令和7年4月定例会議案

久喜市教育委員会

議 案 目 録

議案第 2 2 号	久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第 2 3 号	久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
議案第 2 4 号	教育財産の用途廃止について（久喜市立上内小学校）・・・・・・・・・・・・・・・・	8
議案第 2 5 号	久喜市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1

議案第 22 号

久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について

久喜市教育委員会会計年度任用職員を、別紙のとおり採用することについて議決を求める。

令和 7 年 4 月 22 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

議案第22号 「久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について」の別紙資料につきましては、人事案件であるため非公開です。

【職種】

1 公民館事業運営委員

議案第 23 号

久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱について

久喜市教育委員会所管の委員等を、別紙のとおり委嘱することについて議決を求める。

令和 7 年 4 月 22 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

議案第23号 「久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱について」の別紙資料
につきましては、人事案件であるため非公開です。

【職種】

- 1 久喜市中学生学力アップ推進事業コーディネーター
- 2 久喜市中学生学力アップ推進事業学習支援員
- 3 小学校理科支援員
- 4 久喜市市民大学・高齢者大学運営委員会委員
- 5 久喜市教育集会所運営委員会委員
- 6 久喜市立図書館運営審議会委員

議案第 24 号

教育財産の用途廃止について（久喜市立上内小学校）

久喜市財産規則第 14 条及び同規則第 26 条の規定に基づき、別紙のとおり教育財産の用途を廃止することについて議決を求める。

令和 7 年 4 月 22 日提出

久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

教育財産の用途廃止について（久喜市立上内小学校）

1 教育財産の内容

(1) 所在地 久喜市上内716番地

(2) 名称 久喜市立上内小学校

(3) 土地

地 番	地 目	地 積
久喜市上内字亀尻716番2	学校用地	2, 529 m ²
久喜市上内字宿899番4	学校用地	20, 920 m ²
合 計		23, 449 m ²

(4) 建 物

名 称	構 造	面 積	図面番号
普通特別教室棟	鉄筋コンクリート造 3階建	2, 663 m ²	① - 1
普通教室棟	鉄筋コンクリート造 3階建	2, 452 m ²	②
物置	鉄骨造 平屋建	50 m ²	③
貯蔵庫	コンクリートブロック造 平屋建	6 m ²	④
屋内運動場	鉄骨造 平屋建	1, 160 m ²	⑦
屋外便所	コンクリートブロック造 平屋建	25 m ²	⑧
倉庫	鉄骨造 平屋建	9 m ²	⑨
管理教室棟	鉄筋コンクリート造 3階建	1, 889 m ²	⑩
倉庫	鉄骨造 平屋建	71 m ²	⑫
附属室	鉄骨造 平屋建	72 m ²	⑬
合 計		8, 397 m ²	

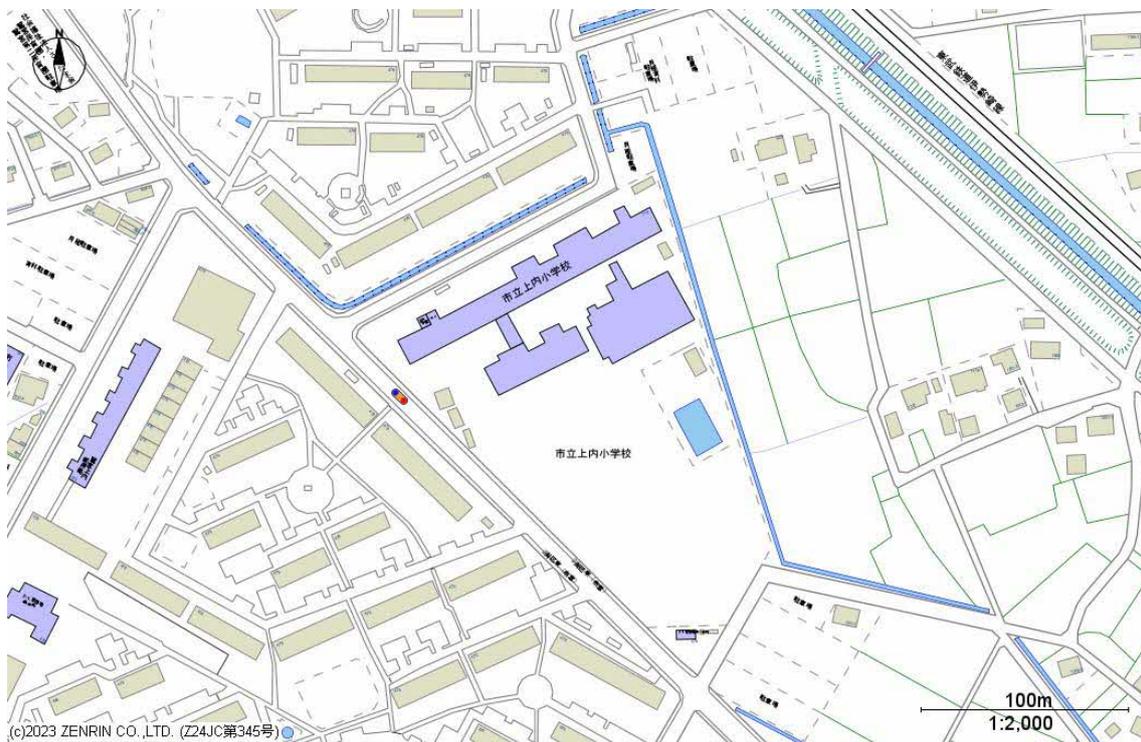
2 用途廃止の理由

上内小学校の小規模化に伴い、令和4年4月1日から休校とし、児童は鷺宮小学校へ通学しており、小学校として使用していないため

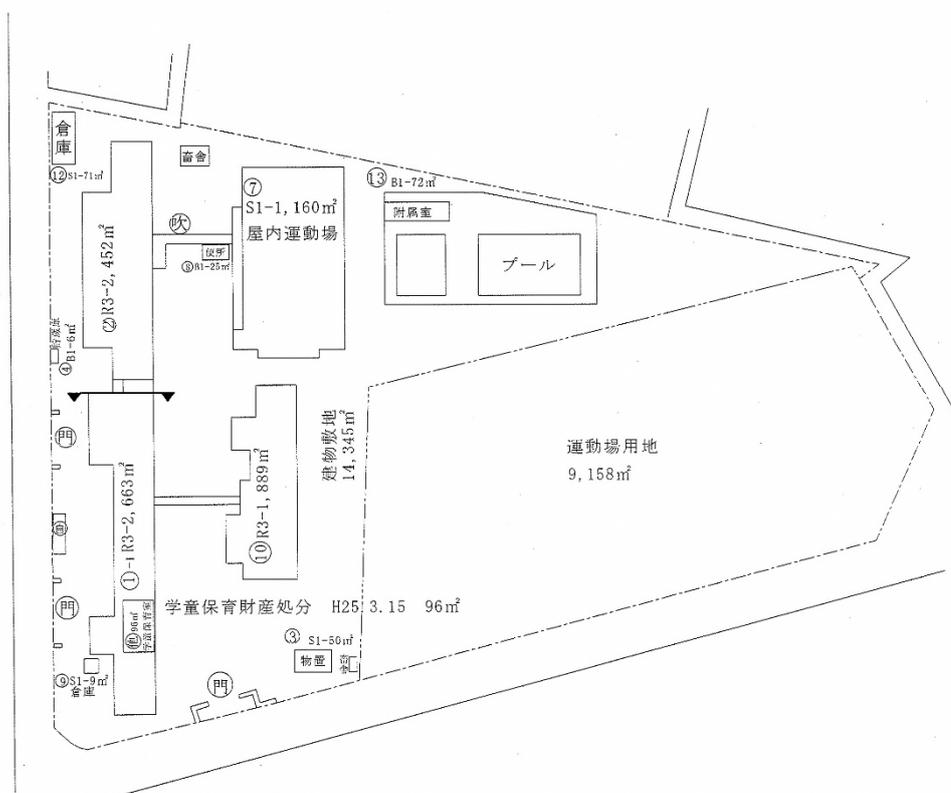
3 用途廃止する期日

令和7年4月30日

○位置図



○用途廃止対象建物配置図（図面）



令和6年度施設台帳より

議案第 25 号

久喜市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について

久喜市教育委員会公印規程の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和 7 年 4 月 22 日提出

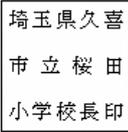
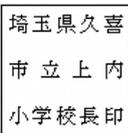
久喜市教育委員会
教育長 柿 沼 光 夫

久喜市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

久喜市教育委員会公印規程（平成22年久喜市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

埼玉県久喜市立桜田小学校長印	方21		桜田小学校長名をもって発する文書	桜田小学校長
埼玉県久喜市立上内小学校印	方24		上内小学校名をもって発する文書	上内小学校長
埼玉県久喜市立上内小学校印	方60		卒業証書用	上内小学校長
埼玉県久喜市立上内小学校長印	方21		上内小学校長名をもって発する文書	上内小学校長

」

を

「

埼玉県久喜市立桜田小学校長印	方21		桜田小学校長名をもって発する文書	桜田小学校長
----------------	-----	---	------------------	--------

」

に改める。

附 則

この訓令は、令和7年5月1日から施行する。